

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下野市長 坂村 哲也

市町村名 (市町村コード)	下野市 (09216)
地域名 (地域内農業集落名)	下古山地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・後継者のいない耕作面積は62haに対し、今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積は3haとなっている。地区外の中心経営体が入作しているため、地区内外の中心経営体への集積・集約化を図る必要がある。また、地区内には若い世代の中心経営体が存在しておりこれらの経営体においては、さらに規模を拡大できる可能性がある。

・今後の課題として、現在下古山地区で土地利用型農業を大規模に実施している農業者は3経営体のみであり、今後はその経営体に農地の集積・集約されていくことが予想される。

経営体の規模を鑑みると、耕作できる農地が飽和状態になることが予想されることから、現在担い手になっていない経営体や新規就農者等に農地を預け、受け皿を増やすことが重要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内外の中心経営体への集積・集約化を進める。

・若い世代の農業者へ農地集積をはたらきかけ、地域の農地全体における営農継続を図るとともに、今後中心経営体として営農できるよう育成、支援を行う。

・畑作地帯については、露地野菜づくりを主とする中心経営体が存在するため、それらの中心経営体に集積集約を進める。

・現在担い手になっていない経営体や新規就農者等に農地を預け、農地の受け皿を増やす。また、農業経営体を作り、将来の農地を共同で守っていく体制づくりを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	213 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	213 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員及び農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際に農地利用最適化推進委員及び農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JAへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③農作業を軽減させるため、補助事業等を活用し、スマート農業の導入を進めていく。
 ⑦土地改良区、地区保全会と連携して、農地の保全管理に取り組む。
 ⑨減化学肥料を行うため、畜産農家と連携を図り、堆肥を利用した農業を実施していく。